

東京都議会でのセクシャルハラスメントに抗議する決議

平成26年6月18日、東京都議会本会議において、女性議員が、女性の妊娠・出産における都の施策や支援体制について一般質問をしていた際に、議席の一部から男性の声で「自分が早く結婚したほうがいい」「産めないのか」といった野次が飛び出した。

このような、「結婚」「出産」を迫るような発言は、女性を蔑視するものであり、明らかなセクシャルハラスメントであり、人権侵害である。

羽村市は、平成9年に羽村市男女共同参画都市宣言を行い、平成19年には羽村市男女共同参画推進条例を制定し、男女共同参画社会を推進してきた。同条例第8条には「何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。」と定めている。

女性であることを理由に、個人の意思や事情に関係なく結婚や妊娠を強要するかのような人権意識の欠如した発言は、断じて認めることはできない。

よって羽村市議会は、東京都議会でのセクシャルハラスメントに強く抗議するものである。以上、決議する。

平成26年6月25日

東京都羽村市議会